

厚生労働省発食0525第8号

令和4年5月25日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

(公 印 省 略)

食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319001号により貴委員会に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること。

スルファチアゾール

